

第68回認定 構造改革特別区域計画の概要

別紙1

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 11件							
1	長野県	下伊那郡阿智村	阿智星空ワイン特区	長野県下伊那郡阿智村の全域	阿智村は農業者の高齢化に加え後継者が不足し、農業就労人口が急速に減少するなか遊休農地も年々増加している状況である。 特例措置を活用することにより、自ら生産した果実を用いた果実酒の製造が比較的小規模な施設で可能となり、農家民宿、農家レストラン等を開業するが増加し、地域の活性化に繋がるものと考えている。加えて、本村の特産物を原料とした果実酒を製造することで、一次産品の魅力向上や生産者需要の広がり、栽培面積の拡大と果樹生産希望の新規就農者の増加が見込まれ、農業就労人口の減少、遊休農地増加等の本村が抱える農業上の課題の効果的な解決策として期待できる。	707(708) 709(710,711)	特定農業者による特定酒類の製造事業 特定酒類の製造事業
2	長崎県	東彼杵郡波佐見町	歴史とロマンが詰まったコンブラ瓶のふるさと「波佐見どぶろく特区」	長崎県東彼杵郡波佐見町の全域	波佐見町は400年の歴史あるやきもの町として発展してきた。江戸時代、酒や醤油が詰められたコンブラ瓶が長崎島から海外に輸出されていた。そのコンブラ瓶のふるさとが波佐見町。この歴史を活かすにつれ、波佐見産のお米で美味しい濁酒を作り、農業振興やまらづくり、観光振興に繋げ、波佐見町の元気を発信していく。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
3	北海道	紋別郡興部町	おこっぺ牛乳の里リキユール特区	北海道紋別郡興部町の全域	興部町の酪農は、国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う価格の低迷、安心・安全な食品に対する国民ニーズの多様化に対応するため、飼養頭数の増加と施設の増強など経営規模拡大を進め経営安定化を図っているが、人口減少や高齢化の進行で経営の高度化と後継者不足により農家再稼が減少している。 本特例措置を活用し、興部町産の牛乳を原料としたリキユールを製造するにあたり、小規模な事業者も酒類製造免許を受けることが可能となり、事業の新規参入や規模拡大を促し、地域の知名度向上や新たな担い手の育成を図る。	709(710,711)	特定酒類の製造事業
4	岩手県	陸前高田市	海風薫る果樹のまち陸前高田ワイン・シードル特区	陸前高田市の全域	陸前高田市は、明治初期から果樹栽培が始まった岩手県内でも最古級の果樹産地であるが、東日本大震災以降、樹園地の宅地化や、農業者の高齢化により果樹生産量が大きく減少している。若手農家を中心に、これまでの果樹栽培に加え、ワイン及びシードルの製造販路を行うことと規模拡大の活用促進を図る。地域果樹農業全体の収益性改善や、果樹産地としての地域ブランド力の向上を図ろうとする気運が高まっている。 このことから、構造改革特別区域の指定により、果実酒等の醸造事業者の参入を促進し、果樹産地としての魅力向上を図る。	709(710,711)	特定酒類の製造事業
5	栃木県	栃木市	栃木市ワイン・リキユール特区	栃木市の全域	栃木市には、約60軒の観光ぶどう園が軒を連ねる北関東最大級の大平ぶどう園地があるが、観光・レジャーの多様化等により、ぶどう狩りの来客数が減少してきていることに加え、担い手の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念されている。 若手農家を中心に、これまでの果樹栽培に加え、ワイン及びシードルの製造販路を行うことと規模拡大の活用促進を図る。地域果樹農業全体の収益性改善や、果樹産地としての地域ブランド力の向上を図ろうとする気運が高まっている。 このことから、構造改革特別区域の指定により、果実酒等の醸造事業者の参入を促進し、新たな雇用の創出や新規就農者を確保し、地域の活性化を図る。	709(710,711)	特定酒類の製造事業
6	島根県	仁多郡奥出雲町	奥出雲ワイン特区	島根県仁多郡奥出雲町の全域	奥出雲町は島根県の南東部、斐伊川の上流にある。特産品のぶどうは町内の国書院農地を中心に広く栽培されている。しかしながら、農業就業人口は、担い手の高齢化や離農、農業後継者不足等により減少しており、耕作放棄地、遊休地の増加が懸念されている。 本特例措置を活用し、農業者が自己製造するワインをブランド化することで、関係人口の増加、新たな雇用の創出、新規就農者の定着、耕作放棄地の解消及び新たな観光資源を創出する。	709(710,711)	特定酒類の製造事業
7	香川県	高松市	TKMT高松果実酒特区 (T高松の・K果物を・Mもつと・T特別に！)	高松市の全域	高松市では、温暖・少雨な気候条件を生かしたブドウやミカンなどの果実栽培が盛んである一方、全国的に見れば、高松市産の果実の名産度・ブランド力の向上が課題となっている。 そこで、当該果実の付加価値の向上を目指す一環として、特定酒類の製造事業の特例措置適用を受け、酒造業への参入障壁を下げた上で、産地に果実酒の醸造所を設置し、栽培した果実から果実酒を醸造する。 また、醸造品の高付加価値化とともに、市内に現存しない果実酒の醸造施設を通じて、地域活性化や交流人口の拡大を目指す。	709(710,711)	特定酒類の製造事業
8	岩手県	下閉伊郡岩泉町	森と水のシンフォニー岩泉町の自然を活用したまらづくり特区	岩手県下閉伊郡岩泉町の全域	人口減少及び少子高齢化の影響を受け廃校となった施設の活用が課題となっているが、本特区申請により、通信制高等学校を設置する。 スクーリングにより全国から生徒が来町することによる交流人口の拡大や、地元で調製した木材を地元で消費する「薪プロジェクト」といった農林業に関する多様な体験学習等を通じた地域住民や地元の高校生との社会的・文化的交流を行うことによる、地域活性化を目指すもの。	816	学校設置会社による学校設置事業
9	茨城県	北茨城市	北茨城市公立保育所給食外部搬入特区	北茨城市の全域	令和8年度に公立保育所を北茨城市民病院敷地内に移転新築し、今後も市の基幹的保育所として運営していくこととしている。 本特例措置を活用し、一つの調理施設で施設分の給食を調理することで、食材の一括購入や調理施設の集中化に繋がり、保育施設における調理に関する経費の削減が可能となる。同時に保育施設での調理従事者の確保の必要性がなくなり、安定的・継続的な給食を提供できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
10	長野県	諏訪郡富士見町	富士見町公立保育園給食特区	長野県諏訪郡富士見町の全域	富士見町の公立保育園の給食調理業務は、全て自園給食としている。最も小規模な落合保育園(令和7年度園児数(4名)は1名の調理員、次に小規模な東郷保育園(令和7年度園児数39名)では午前中2名、午後1名の調理員で対応している。しかし、近年の酷暑により熱中症対策が強化され、調理員の安全確保の観点から調理員1名の配置ができなくなり、落合保育園、境保育園の自園給食が困難な状況にある。そこで、境保育園に調理員を終日2名配置し、境保育園で調理した給食を落合保育園に搬入することで、今まで通りすべての園児に温かい給食が提供できる体制を構築する。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
11	宮城県	気仙沼市	気仙沼市児童発達支援センター安心安全給食特区	気仙沼市の全域	気仙沼市の指定管理事業として実施している障害児通所施設「気仙沼市マザーズホーム」に障害児相談支援機能を加えて令和8年4月1日より児童発達支援センターとして開設する予定である。 児童発達支援センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者から搬入することにより、児童に安全で栄養バランスのとれた給食を提供することができるほか、経費削減や運営効率化によって削減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業